

2012年 8月 20日 Vol.0063

降圧剤ラシジビンの臨床試験をめぐる贈収賄事件 ③

---

臨床試験等に関して製薬会社から大学等には、①受託研究費、②奨学寄附金、③論文執筆、講演当の謝礼の金が出ているがいずれも正当な対価であって贈収賄の対象となるべきものではない。この種の事件は必ず捜査差し押さえを選考して証拠物を検討分析すべきである。それをいきなり逮捕して大失態を演じた事件を紹介したい。

この始まりは平成8年10月頃であった。京都地検特別刑事部長が大阪高検刑事部の私のところに尋ねて来たのだ。私は高松地検次席検事から平成8年4月1日付で大阪高検刑事部に移動していたのである。特別刑事部長は「降圧剤ラシジビンの臨床試験をめぐる贈収賄事件の捜査処理について」と題する三長官報告書を持参していた。三長官報告というのは法務大臣、検事総長、検事長に対する事件報告なのである。私が高松地検次席検事当時統括して処理した臨床試験をめぐる贈収賄事件の報告なのだ。（それを差し入れしてもらってこの原稿は平成21年4月29日に独居房で書いているのだが）

それによると「本報告の事案は新医薬品の製造承認に必要な臨床試験という特殊な分野における贈収賄事件について検察庁独自で専門的な物証、資料の解明、銀行捜査等、地道な内定捜査を基にして全容を解明しており、比較的少人数で独自捜査を遂行した事例として今後同種事件の捜査処理に参考となると思料されるので掲載する」とある。高松地検検事正が三長官報告したものを検察月報（検察の庁内誌）が掲載したのだ。特別刑事部長は、それを見ながら私に「京大をめぐる臨床試験の贈収賄事件を内偵している。高松地検の事件を参考にさせてもらっている」と言うので私は「頑張ってください。まず捜査を先行してください。何かあったら又連絡下さい」といったのである。

平成8年11月19日付朝日新聞夕刊によると「京大教授ら現金收受疑惑 京都

地検本格捜査へ」と大見出しで報道され「京都大学医学部付属病院で実施された米国製の難病治療用新薬の臨床試験に絡んで外資系の医薬品販売会社から同大医学部の現職教授と講師に現金が提供されていた疑いがあることが関係者の証言で明らかになった。京都地検特別刑事部もこの情報を入手しており現金の趣旨等について近く関係者から事情を聞くなど本格的な捜査に乗り出す模様だ。日本の医学界のトップレベルにある京大付属病院を舞台にした疑惑は医師と製薬業界の不透明な関係の根深さを改めて浮き彫りにする形となった」と前ぶれ報道をした。

そして同月 22 日は朝日新聞朝刊によると「京大講師ら 4 人逮捕 新薬試験で贈収賄容疑 教授宅捜索へ 京都地検」と大見出しで報道し「米国製の難病治療薬販売許可申請にからみ京都大学付属病院で行われた臨床試験をめぐる賄賂が渡されていたとして京都地検特別刑事部は 21 日夜同学部神経内科講師、医薬品販売会社「アラカン」の取締役、研究開発部長ら 4 人を逮捕した。同講師の個人名義の銀行口座に 150 万円がアラカンから振り込まれていた。22 日にも教授の自宅や研究室の捜索に乗り出す方針」と報道したのだ。実は逮捕する直前に大阪高検と事前協議がなされていたのである。

私は当時、神戸地検姫路支部の監査をするため出席中であつたので協議に参加していないし協議がなされたことも知らなかったのである。逮捕当日聞いたところ京都地検からは特別刑事部長、主任検事、高検側からは荒川洋二検事長、加納駿亮高検次長、刑事部長、刑事部検事 7 名が出席したらしい。講師と教授逮捕の了解をしたと言うのである。私は事前協議の書面に目を通したが、これは危険だと判断した。何故なら捜索差押が先行していないからである。すでに講師は逮捕され、教授も逮捕状の発行を得ていると言うのだ。私は刑事部長、加納次席、荒川検事長と個別に話し、教授逮捕の執行はしないように進言したのである。22 日教授宅や京大医学部付属病院の教授室などの捜索が実施されたのである。案の定、私が恐れていた実態となつたのだ。

講師と教授に渡った各 150 万円はいずれも論文執筆等の謝礼である領収書が発見されたのである。私は刑事部長、加納次席、荒川検事長に講師を釈放するように要求したのである。勾留して捜査を継続しても起訴できないからである。

しかし、検察と自己の面子を考えたのであろうと思われるが勾留延長まで

したのだ。私は領収書が発見された 22 日、村田恒、元高松高検検事長宛に手紙を書いたのである。

それが後に「告げ口」をしたと思われ、私が関西検察にいられなくなった理由である。村田、元高松高検検事長はその後名古屋高検検事長になって定年退官して当時は東京で弁護士を開業していた。高松と全く同じ臨床試験をめぐる贈収賄事件であったので興味を持たれていると思い「京都地検の事件は全く駄目です論文執筆の謝礼の領収書が発見されました。捜索差し押さえを先行しないでいきなり逮捕しました」という趣旨であったと記憶している。

11 月 26 日付朝日新聞朝刊によると「京大教授を聴取 京都地検収賄容疑、趣旨 使途追及へ」と大々的に報道、翌 27 日付同新聞朝刊によると「聴取の京大教授 帰宅 京都地検捜査は継続方針」とやはり大々的に報道された。逮捕状の発布を得ているので取調べをしないわけにもいかなかったのであろう。起訴できないことは 22 日領収書が発見された時点で判明しているのだ。私が進言していなければ教授は逮捕されたのである。なお教授は講師が逮捕された当時外国に出張していたが、講師が逮捕されたため急遽帰国したのである。

12 月 11 日付朝日新聞によると「講師ら今日釈放 京都地検 起訴困難と判断」とまた大々的に報道したのだ。その 2 日前大阪高検検事長室において処分協議がなされたのである。出席者は京都地検から次席検事、特別刑事部長、主任検事、大阪高検から検事長、次席検事、刑事部長、刑事部検事 7 名（私も出席した）だった。処分協議と言うのは講師を起訴するかどうかの協議である。起訴できないことは領収書が発見された時点で明らかなのだ。ほとんどの出席者は発言しないので重苦しい空気が流れたのである。何故なら起訴できないことが分かったからである。特別刑事部が発足した初めての独自捜査での失態なのだ。それも教授の逮捕状まで取ってある。企業であればこれだけの失態を演じたなら即、首であろう。私は出席者に対して「事前協議で高検が逮捕の了解を与えているのであるからその責任は高検にある。京都地検の責任ではない。起訴できないことは私の口から言わなくともすでにご存知で明らかである。」と主張したのだ。私は従来から独自捜査で失敗すれば検事は責任を取って辞職すべきであると考え捜査をしてきたのである。

庵治町長をめぐる贈収賄事件でも一時辞職を覚悟したことは前月号でも述べた通りである。荒川検事長はすぐ定年退職するが加納高検次席検事はこれから検事長になる人であった。捜査の実質的統括者も加納高検次席である。私の発言により面子丸つぶれだったのであろう。それから以降私に対する報復人事へと向かうのである。

(終わり)

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）